

目 次

保険指導における指摘事項について（その3）

保険指導における指摘事項について

平成19年度、鳥取社会保険事務局が実施した「保険医療機関個別指導」において指摘された事項をまとめましたので、今後の診療の参考にして下さい。

請求事務等に係る事項

1 診療録

- (1) 診療録とレセプトが一致していない例が認められた。レセプトは、審査支払機関への提出前に保険医自身が診療録等と照合し、記載事項に誤りや不備がないか等について十分点検を行うこと。

2 その他

- (1) 厚生労働大臣が定める施設基準
特別の療養環境の提供
- ・届出されている金額と、患者から徴収している金額が相違しているため、変更の届出を速やかに行うこと。

自主返還に係る事項

今般の指導によって明らかとなった不適切事項のうち、以下の事項に該当するものについては、この度指摘した事例を自主点検の上、別添「返還同意書」及び「返還内訳書」並びに「保険者別返還金額一覧表」を提出し、自主的に保険者及び被保険者に返還すること。

なお、患者から徴収した一部負担金についても差額の返還を行うこと。

1 「基本診療料等」で指摘した事項

- ・無診投薬が認められた例については、再診料。
- ・時間外加算を算定すべきところを休日または深夜加算で算定している例については、その差額。

- ・診療録への誤記載のために誤算定された初診料及び電子化加算を算定している例については、その全額。
- ・診療録に事実の記載がないにもかかわらず、再診料、休日加算、外来管理加算、往診料を算定している例については、その全額。
- ・再診と思われるものに初診料を算定した例については、その差額。
- ・再診時に行った検査の結果のみを聞きに来た患者に対し、再度再診料を算定していた例については、その全額。
- ・再診料の算定について、同日に来院し診療料が相違しているのみで算定している同日再診における再診料については、その全額。
- ・健康診断に引き続いて受診した場合であるにもかかわらず、初診料を算定している例については、その差額。
- ・他医療機関から画像診断の依頼を受けた場合であって、当該医療機関が単に画像診断の設備の提供にとどまる場合であるにもかかわらず、初診料及び画像診断に係る費用を算定している例については、その全額。
- ・同一の患者に対して、同一診療日に、一部の薬剤を院内において投薬して処方料を算定し、他の薬剤を院外処方せんにより投与し処方せん料を算定することにより、両方を合わせて算定している例については、処方料。
- ・特別養護老人ホームの入所者に対する当該施設の配置医師が診療を行った例について、予定診療（注射クール）の途中の日曜日など、急病等やむを得ない理由による診療でないにもかかわらず再診料、休日加算を算定している例については、その全額。
- ・特別養護老人ホーム入所中の患者に対して行った診療に際し、特別な必要があつて行う診察ではないにもかかわらず再診料を算定している例については、その全額。
- ・回復期リハビリテーション病棟から同月に一般病棟に転棟した患者に対して算定している調剤技術基本料、検査判断料については、その全額。

2 「医学管理」で指摘した事項

- ・特定疾患療養管理料について、療養上の指導の要点が診療録に記載されていない例については、その全額。
- ・特定疾患療養管理料について、対象疾患が主病でないにもかかわらず、主病として算定している例については、その全額。
- ・特定疾患療養管理料について、実態的に主病に対する治療が当該保険医療機関では行われていない例については、その全額。
- ・特定疾患療養管理料について、主病として治療していない疾患を主病として算定している例については、その全額。
- ・治療実態のない特定疾患を主病として算定した特定疾患療養管理料についてはその全額。

- ・てんかん指導料について、療養上の指導内容の記載が不十分な例については、その全額。
- ・喘息治療管理料の2月目以降であるにもかかわらず1月目の点数を算定している例については、その差額。
- ・心臓ペースメーカー指導管理料について、診療録に指導内容や治療計画の要点を記載しないにもかかわらず算定している例については、その全額。
- ・悪性腫瘍特異物質治療管理料について、治療計画の要点が診療録に記載されていない例については、その全額。
- ・悪性腫瘍特異物質治療管理料の悪性腫瘍と確定診断がされた患者以外に算定している例については、当該管理料と腫瘍マーカー検査料との差額。
- ・腫瘍マーカー検査を悪性腫瘍特異物質治療管理料として、自動算定している例については、その差額。
- ・生活習慣病管理料について、高血圧が主病であるにもかかわらず、糖尿病を主病として算定している例については、その差額。
- ・生活習慣病管理料について、治療計画書が交付されていない例及び3月に1回以上交付されていない例については、その全額。
- ・薬剤情報提供文書に情報が記載されていない例については、薬剤情報提供料の全額。
- ・薬剤情報提供料について、用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用に関する情報がないものを提供していた例については、その全額。
- ・薬剤情報提供料について、当該提供が必要とは思われない医師に対して算定している例については、その全額。
- ・薬剤情報提供料について、処方内容の変更がないにもかかわらず、処方の都度算定している例については、その全額。
- ・特定薬剤治療管理料の治療計画の要点の診療録への記載がない場合に算定している例については、その全額。
- ・特定薬剤治療管理料について、治療計画の要点の診療録への記載がない例については、その全額。
- ・診療情報提供料()について、診療情報提供書の写しが診療録に添付されていない例については、その全額。
- ・診療情報提供料()の特別の関係にある医療機関への情報提供が行われた場合に算定している例については、その全額。
- ・診療情報提供料()における退院時診療情報等添付加算について、退院時の患者データの詳細な記載がない例については、その全額。

3 「在宅医療」で指摘した事項

- ・在宅自己注射指導管理料について、医師の指示事項の要点が診療録に記載されていない例については、その全額。

- ・在宅自己注射指導管理料・自己測定器加算（80回以上）について、現に注射薬の自己注射を行っていない患者に対し算定している例については、その全額。
- ・在宅中心静脈栄養法指導管理料の算定に際し、在宅成分栄養経管栄養法用栄養管セット加算を算定した例については、その全額。
- ・往診に際し、同一患家内の2人目以降の患者は往診料を算定せず再診料を算定することとなっているが、往診料を算定している例については、その差額。
- ・患家の求めが無いにもかかわらず算定された往診料については、その全額。
- ・訪問看護指示料・特別訪問看護指示加算の自院の看護師に交付し算定している例については、その全額。
- ・在宅患者訪問看護・指導料について、医師が看護師等に対して行った指示内容の要点が診療録に記載されていない例については、その全額。
- ・算定要件を満たさない緊急訪問看護加算については、その全額。
- ・算定要件を満たさない緊急往診加算については、その全額。
- ・ターミナルケア加算について、在宅患者訪問診療料を算定せず、ターミナルケア加算のみを算定している例については、その全額。

4 「検査・画像診断」で指摘した事項

- ・健康診断として実施された検査については、その全額。
(例:胃・十二指腸ファイバースコピー)
- ・健康診断として実施された画像診断の例については、その全額。
- ・算定要件を満たさない外来迅速検体検査加算については、その全額。
- ・検査の必要性、検査結果の評価の診療録への記載がなく、健康診断として実施された検査を保険請求している例については、その全額。
- ・検査項目がセットになっていて、必要性が乏しいにもかかわらず実施された検査については、その全額。
- ・特別の関係の医療機関からの依頼により行った画像診断を算定している例については、その全額。
- ・当該医療機関で撮影したものを、他保険医療機関において他保険医療機関の保険医が読影しているにもかかわらず、診断料を算定している例については、その全額。
- ・エポジン投与患者に対し、エリスロポエチン精密測定をしていた例については、その全額。

5 「投薬・注射」で指摘した事項

適応外投与と指摘した事項

- ・食事摂取可能な患者に、ビタミン製剤（B群、C群）が投与されているにもかかわらず、必要性且つ有効と判断した趣旨が診療録及びレセプトに記載されていないものについては、その全額。

- ・過剰投与の例については、その差額。
- ・過量投与と指摘したアドマックディスクポ 1%2.5ml については、その差額。
- ・重複投与されたリンゲリーズ錠については、その全額。
- ・適応傷病名がないにもかかわらず投与されたデカドロン注射液、サクシゾン、アラセナー A 軟膏については、その全額。
- ・適応傷病名がないにもかかわらず投与された薬剤の例（アキネトン錠、ハイゼット、エンペシドクリーム、アデテシン点眼液、ラニラピッド錠、ワイパックス錠、ワソラン錠、セロクエル錠、フロセミド錠、アルマトール錠、コントミン、ヒルプリン N、フェロミア錠・メチコパール錠・ルボックス錠など）については、その全額。
- ・タリピット耳科用液を滲出性中耳炎の患者に使用している例については、その全額。
- ・強力ネオミノファーゲンシーについては、その全額。
- ・診療録上 1 回しか投与されていないにもかかわらず、診療報酬明細書に 2 回請求されている点滴注射の例については、正当額との差額。
- ・点滴について、必要性が診療録に記載されていない例については、その全額。
- ・処方せん料の算定に誤りが認められたものについては、その差額。
- ・処方せん料について、後発医薬品が含まれない処方せんについて、後発医薬品を含む場合として算定している例については、その差額。
- ・特定疾患処方管理加算の対象疾患以外の疾患に対して加算が算定された例については、その全額。
- ・特定疾患療養管理料の算定に際し、当該管理料の対象疾患が主病でないにもかかわらず特定疾患療養管理料を算定している例については、その全額。
- ・ビタミン B 群を重複投与した例が認められたものについては、ミタン注射液の全額。
- ・定期処方しているにもかかわらず臨時処方においても投与したアズクレニン S については、臨時処方分の全額。
- ・手術時に、硫酸アミカシンを用法外使用している例については、その全額。
- ・同一部位（腰）に対して、同日に行ったトリガーポイント注射と硬膜外注射を算定している例については、トリガーポイント注射料。
- ・1 日 1 枚の指示によるパップ剤（セラスター）を 2 ヶ月で 100 日分投与している例については、その全額。
- ・介護老人保健施設へ入・退所する患者に退院時処方の薬剤料を算定している例については、その全額。
- ・厚生労働大臣が定める疾患に対する処方でないにもかかわらず算定された長期投薬加算については、その全額。
- ・精密持続点滴注射加算について、算定要件を満たしていないカタボン Hi 注射のない投与回数については、投与回数の差額。

- ・算定要件を満たさない特定疾患処方管理加算については、その全額。
- ・逆流性食道炎に対して、8週間を超えるタケプロンの投与が認められた例については、その全額。
- ・トリガーポイント注射時に併用したリンデロン懸濁注が認められた例については、リンデロン懸濁注の額。

6 「手術・処置」で指摘した事項

- ・症状経過より、創傷処置で算定すべきものを熱傷処置で算定している例については、その差額。
- ・トリガーポイントとして算定すべきものを筋注及び外来管理加算として算定している例については、その差額。
- ・看護師が行った重度褥瘡処置を算定している例については、その全額。
- ・不適切に算定された無診処置の例については、再診料の全額。

7 「リハビリテーション」で指摘した事項

- ・運動器リハビリテーション医学管理料()の算定月に消炎鎮痛等処置の算定が認められた例については、消炎鎮痛等処置料。
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料について、算定要件を満たしていない180日を超える例については、リハビリテーション医学管理料との差額。

8 「精神科専門療法」で指摘した事項

- ・通院精神療法について、療法の要点が診療録に記載されていない例については、その全額。
- ・通院精神療法について、診療録上は1回しか算定していないにもかかわらず、2回保険請求している例については、1回分の額。